



重点的に推進する活動

1 第2次計画における重点取り組み

- 本計画では、7つの「地域課題」(24～37 ページ) 及び、「第1次計画の取り組みと評価」(38～51 ページ) を踏まえ、以下の4つの重点取り組みを掲げます。地域住民が主体となって地域福祉の向上を図ることを、葛飾社協としてどのように支援していくかを表したものです。

■ 重点 1 小地域福祉活動の推進 ■ (58～59 ページ)

- 「地域課題」からは、「下町人情あふれるまち」というイメージがある葛飾区においても、地域のつながりは薄れつつあることや、少子高齢化の進展に伴い見守りや支援が必要な人の増加が見てとれます。
- 身近な地域で人と人のつながりを深め、地域の困りごとに対し区民や関係機関が力をあわせて解決していく小地域福祉活動の推進は、第1次計画においても重点的に取り組んできた活動の一つです。
- 小地域福祉活動は、区民の地域福祉に対する関心を高め、孤立を防いだり、地域のニーズをいち早く発見するなどの効果が期待できます。また、公的サービスの枠外にある問題の解決や、安心して暮らせるまちづくりにもつながることから、今後は、さらなる推進が求められます。
- 第2次計画では、第1次計画での実施状況を検証・評価し、その成果と課題を踏まえて、地域の知恵と人材を活用するとともに、気運の盛り上げを図りつつ、区内全地区での小地域福祉活動の実施に取り組みます。

■ 重点 2 社協PRと福祉教育の推進 ■ (60～61 ページ)

- 区民の「社会福祉協議会」という名称についての認知度は、一定程度はあるものの、どのような事業を行っているかという社協の実体については、十分理解されていない部分があります。

- これは、社協が実施する事業、いわゆる社協が提供する福祉サービスの有効性とその事業主体である社協認知度の向上が必ずしも結びつかないことを表しているといえます。
- 今後、さらなる地域福祉の推進を図るためには、社協自身の認知度や社協事業への理解度の向上が欠かせません。
- 多様な人々が暮らす地域の中で、誰もが支えあいながら安心して暮らせるまちをつくるためには、互いに認め合うという相互理解が必要です。
- 今後、介護が必要な人、見守りや声かけが必要な人などの増加が予想される中、地域の中に暮らす方々の相互理解を深めることや、地域課題に関心を持つ機会づくりが求められています。
- 第2次計画では、地域福祉を推進する役割を担う社協に対する認知度と理解度の向上に取り組むことにより、地域との協働をさらに促進します。また、身近な地域や福祉・生活課題に関心を持ち、誰もが支えあいやたすけあいの担い手となるための福祉教育を推進することにより地域のつながりの強化と人材の育成に取り組めます。

■ 重点 3 ボランティア活動の活性化 ■ (62～63 ページ)

- 「地域課題」では、ボランティア活動へのきっかけがないために、実際の活動につながらない実態があることがわかりました。身近な地域での行事や活動への参加の後押しなど、きっかけづくり、働きかけへの工夫が必要といえます。
- 一方、葛飾区社会福祉協議会ではボランティアセンターの運営、ボランティアまつりや各種講座・研修の開催、災害ボランティア活動の支援などの展開を通じて、ボランティア活動の活性化を図ってきました。しかし、新たな活動者の育成が進みにくい、講座や研修等の参加者が実際の活動につながりやすいなどの課題も明らかになってきています。
- また、災害ボランティア活動の支援については、それぞれの関係機関の

役割の明確化と、その調整についての検討が必要となっています。

- ボランティアの育成・活性化は、地域における人と人のつながりを生み出すことを促進し、区民同士が互いに理解し、支えあい・たすけあう地域づくりにつながります。
- 第2次計画では、今後のボランティア活動の方向性を明確にするため、ボランティア活動推進計画を策定するとともに、ボランティア活動に参加するきっかけづくりの工夫、活動分野や方法の多様化、情報提供の充実を図り、多くの区民がボランティア活動に参加できるよう積極的に後押ししていきます。

■ 重点 4 権利擁護センター機能の活用 ■ (64～65 ページ)

- 社会問題にもなった所在がわからない高齢者の問題をはじめとして、孤独死、振り込め詐欺被害、高齢者等への経済的虐待など、地域での安心した暮らしを脅かす課題が発生しています。
- 葛飾区社会福祉協議会では、権利擁護センターかつしか（しっかりサポート）において、福祉サービス等に関する一般相談、財産の管理・相続などに関する相談、解決に向けた助言、専門的支援等を行ってきました。
- 今後、さらに進展が予想される少子高齢化により、成年後見制度の利用支援や訪問援助事業などへのニーズの高まりが予想されることから、区民や関係機関との協力のもと、制度を必要とする人が支援等に結びつくような体制づくりを進めていく必要があります。
- 第2次計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、区民・関係機関・区・権利擁護センター・社協などが連携しつつ、成年後見などの権利擁護制度の活用・促進を図るとともに、区民が参加した支援体制が構築されるよう、権利擁護センター機能の充実に取り組みます。

2 第2次計画において 重点的に推進する活動

■重点1 小地域福祉活動の推進■

これまでの取り組み

- 本格実施地区：2 地区
 - ・ 四つ木地区：歌声サロンと困り事相談、PR イベントなどを実施
 - ・ 東金町地区：健康サロンや絵手紙教室などを実施
- モデル実施地区：5 地区
 - ・ 新小岩地区：組織を立ち上げ、活動の方向性を確立し、研修会を実施
 - ・ 水元地区：組織を立ち上げ、課題の検討を実施
 - ・ 青戸・西水元・柴又地区：検討組織の立ち上げ準備を実施 など

活動を通して見える課題

- 具体的な活動効果等が少ないことから、区民の小地域福祉活動への理解が進んでいない。
- 他の活動との連携による実施の可能性を探る必要がある。
- 活動の担い手となる人材の育成・確保が必要である。
- 本格実施が軌道に乗るまで時間がかかる。社協職員等のきめ細かな支援が必要である。
- 活動を支援する経費、活動場所確保などの課題がある。 など

活動の方向性

- 活動を立ち上げ、軌道に乗るまでの体制づくりや他機関等との連携のノウハウをつくりあげます。
- 多くの区民が参加・活動できるよう、多様な課題に対応できるメニューなどを考案します。
- 区民、地域の関係機関に小地域福祉活動の理解浸透を図ります。
- 人材発掘・育成のための取り組みを強化します。
- 活動を支える社協の支援体制を強化します。
- 区内 19 地区すべてにおける実施をめざします。

活動の目的

身近な地域で「ふれあい・支えあい・たすけあう」活動のしくみを創り、区民が中心となって、地域の困りごとや心配ごとなどの解決に向けた方法や活動を考えるとともに、“福祉”をキーワードに地域のつながりを取り戻す。

区民は：

- ・地域の推進組織を通じて、活動に参加する。
- ・地域の困りごとや心配ごとの解決に向けた活動に取り組む。

関係機関は：

- ・区民と一緒に活動する。
- ・必要に応じて、区民の活動支援を行う。

社協は：

- ・情報提供やPRを行う。
- ・活動立ち上げの支援を行う。
- ・活動継続に向けた支援を行う。

区は：

- ・必要な施策の実施や、社会福祉協議会への支援を通じ、この活動への支援を行う。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

●地域福祉活動を推進する人材の育成

<目標> 24年度～25年度：プログラム構築、26年度：施行
27年度～28年度：各年60人養成

●地域福祉活動推進体制への連携支援のしくみづくり

●小地域福祉活動に関する情報交換会等の開催

<目標> 24年度～：実施、28年度：延100人参加

●しあわせサービス等社協事業との連携の検討

●小地域福祉活動の全地域での実施

<目標> 28年度までに、全19地区において実施

■重点2 社協PRと福祉教育の推進■

これまでの取り組み

- 会員増強活動
 - ・ 福祉協力委員とともに、会員の増強に取り組んできた
- 社協だよりの発行
 - ・ 地域福祉活動等の周知と宣伝を行うため、年4回、各回222,000部の社協だよりを発行
- ボランティアスクール（夏休みボランティア体験、ボランティアサマースクール）
 - ・ 中高生のボランティア活動への理解と参加の促進を図ってきた
- 福祉教育ハンドブックの発行、活用
 - ・ 小、中、高校の教員向けに「福祉教育ハンドブック」を発行、教員向け研修会の実施において出前講座等の参考資料として活用 など

活動を通して見える課題

- 新規入会者は増加しているが、会員数そのものは増加していない、会員の高齢化が進んでいる。
- 社協及び社協の活動や必要性について周知が進んでいない。
- 福祉教育は学校を中心に進められ、地域における福祉教育への取り組みが遅れている（学校以外にも、福祉教育に対するニーズがある）。
- 福祉教育ハンドブックの改訂が必要。
- 福祉教育を推進する、講師の育成・確保が必要である。 など

活動の方向性

- 幅広い年齢層に対して、社協の役割や必要性を認識してもらえよう、PR・広報内容の充実・工夫に取り組めます。
- 学校における福祉教育はもちろん、地域においても福祉教育の展開を積極的に図ります。
- どのような福祉教育が必要かを関係者とともに考え、ともに行動できるプログラム開発、講師の育成など、福祉教育推進の基盤づくりを進めます。
- 福祉教育等によりきっかけを得た人が、実際に地域福祉活動に参加できるよう福祉教育体系の充実を図ります。

活動の目的

地域福祉を推進する役割を担う社協に対する認知と理解を深め、区民・関係機関・区・社協が協働・連携して、地域福祉の推進に取り組める環境を創る。また、身近な地域や福祉・生活課題に関心を持ち、誰もが支えあいやたすけあいの担い手となれる地域社会を築く。

区民は：

- ・社協事業への関心を高める。
- ・事業、養成講座等により、地域の福祉活動へ参加する。

関係機関は：

- ・区民が様々なプログラムへ参加できるような環境づくりに協力する。

社協は：

- ・地域への働きかけやきっかけづくりの必要性を積極的にPRする。
- ・活動機会の拡大を図る。

区は：

- ・必要な施策の実施や、活動の周知や学校への働きかけなど、この取り組みへの支援を行う。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

●社協だよりの発行

<目標> 24年度～：年4回から年6回に発行回数増加

●社協の案内、社協ガイドブックの発行、ホームページの充実

●会員増強活動の強化

●福祉教育を推進する事業の体系化

<目標> 24年度：検討、25年度～：実施

●福祉教育に携わる講師養成の実施

<目標> 24年度～：実施、28年度までに10人養成

●ボランティア出前講座

<目標> 28年度：すべての学校で実施、学校以外での実施9か所

●福祉教育ハンドブックの研究・活用

<目標> 24年度：作成へ向けて調査、25年度：委員会設置、検討
26年度～：配布

■重点3 ボランティア活動の活性化■

これまでの取り組み

- ボランティアまつり
 - ・ ボランティア活動を知り、体験し、実際に活動に踏み出すきっかけづくりの場として開催
- 各種講座・研修
 - ・ ボランティア活動へのきっかけづくりと活動の促進、ボランティアの養成を図るため開催
- 災害ボランティア活動の支援
 - ・ 災害ボランティア活動を支援するため、受け入れ体制整備、マニュアル作成等を実施 など

活動を通して見える課題

- ボランティア活動に関する区民へのPRが十分にできていない。
- 区民が関心を持ち、受講しやすい講座を企画・開催する必要がある。
- 講座や研修等の参加者の多くが、実際の活動につながりにくい。
- ボランティアの普及促進と活動者の育成を明確にした活動・事業の体系化が必要である。
- 災害時等に備え、関係機関と連携を図りつつ、災害ボランティア活動のあり方及び関係機関の役割の明確化、ボランティア登録者確保などの制度の充実が必要。 など

活動の方向性

- ひとりでも多くの区民が地域福祉の担い手として、また、支えあいの主体として活動できるよう、幅広い年齢層を対象に、ボランティアの発掘・育成に努めます。
- ボランティア活動へのきっかけづくり、子どもの頃から地域や福祉にふれられる環境づくり、様々なボランティア活動への支援や人材の育成・確保など、ボランティアの普及促進に向け、ボランティア活動推進計画を策定し、活動・事業の体系化を図ります。
- ボランティアセンターの機能の強化を図ります。
- 災害時等に対応できるよう、災害ボランティア制度のさらなる充実を図ります。

活動の目的

ボランティアの育成・活性化を推進することで、ふれあい・支えあい・たすけあいの地域を創造し、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつなげる。

区民は：

- ・ボランティアや地域福祉に関心を持ち、自分にできることを見つけ、実践する。

関係機関は：

- ・地域の福祉課題の発掘・共有、ボランティアの育成と活動場所の提供などに協力する。

社協は：

- ・ボランティア活動への理解や協力の重要性を積極的に周知する。
- ・ボランティアに関する情報提供、コーディネートなどを行う。

区は：

- ・必要な施策を実施する。
- ・区施設の使用や活動・事業周知への協力を行う。
- ・共催事業の実施などを通して、活動への支援を行う。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

● ボランティア活動推進計画の策定

<目標> 24年度：検討・策定、25年度～：順次実施

● ボランティアまつり

<目標> 28年度：来場者数 7,000 人

● ボランティア講座・養成研修

<目標> 24年度～：受講者がボランティア活動にかかわる割合 各年 80%

● 災害ボランティア

■ 受け入れ体制の整備

<目標> 28年度：災害ボランティアリーダー登録者数 70 人

■ マニュアルの見直しと活用

<目標> 24年度：改訂、25年度～：配布

■ 災害時のボランティア活用と講座の充実

<目標> 28年度：災害ボランティア登録者数 150 人

■ 連絡会議の設置

<目標> 24年度：体制協議、25年度～：体制整備

■重点4 権利擁護センター機能の活用■

これまでの取り組み

- 福祉サービスに関する相談、財産の管理に関する相談などの一般相談の実施
- 福祉サービスに関する権利侵害、成年後見制度の利用、遺言・相続等について、弁護士等による専門的な相談の実施
- 預貯金通帳・ハンコや権利証などの預かり、日常生活費の引き出し・お届け、福祉サービスの利用手続きの代行などの支援（地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス事業）
- 成年後見制度の申立てに関する支援
- 法人後見の受任や地域の成年後見人等のサポート事業の実施 など

活動を通して見える課題

- 権利擁護等の支援を必要とする区民や家族が増加している。
- 権利擁護センター、相談事業、訪問援助事業、成年後見制度について、区民や関係機関への周知が不足している。
- 成年後見制度を利用したくても経済的な面や手続きの複雑さが負担となっている。
- 成年後見人等候補者が不足している。
- 区民や家族が抱えている生活課題等が複雑化していることから、他の制度との一体的支援体制の整備が必要である。
- 区との連携、役割分担の明確化が必要である。 など

活動の方向性

- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等が、必要なサービスや援助を適切に利用しながら、安心して暮らし続けることができるしくみづくりに努めます。
- 成年後見制度の利用支援を中心に、相談事業や訪問援助事業の拡充及び効率性の向上を図るため、権利擁護センターの機能及び組織の整備・強化に努めます。
- 区民、関係機関、区、社協が連携して支援できる体制づくりを進めます。

活動の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、区民・関係機関・区・社協(権利擁護センター)などが連携しつつ、成年後見などの権利擁護制度の活用推進に努める。

区民は:

- ・支援が必要な人の発見・見守りを行う。
- ・地域における支援者として、活動の円滑な運営に協力する。

関係機関は:

- ・各機関の専門性を活かしつつ、関係機関同士のネットワークの構築に協力する。
- ・利用者が安心して利用できるよう必要な支援を行う。

社協は:

- ・権利擁護センターの基盤強化に取り組む。
- ・関係機関同士のネットワークを構築する。
- ・事業協力者の育成と支援に積極的に取り組む。

区は:

- ・必要な施策の実施と社会福祉協議会の活動が円滑かつ効果的に進むよう、この活動への支援を行う。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

●市民後見人の養成に向けた取り組み

<目標> 24年度：募集・養成、28年度までに10人養成

●市民後見人に対する後見監督の受任

<目標> 24年度：市民後見人の養成、25年度～：実施
28年度までに10件受任

●法人後見の受任

<目標> 24年度：(新規)1人、25年度～：(新規)各年度2人
28年度までに10件受任

●権利擁護センター機能の強化

<目標> 24年度～：実施